

## 吉野川市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、平成30年度財政的援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

平成31年3月19日

吉野川市監査委員 阿部 徳 男

吉野川市監査委員 細井 英 輔

### 平成30年度 財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び意見

#### 第1 監査の対象

##### 1 吉野川市観光協会が実施した補助事業

次の補助金に係る事業に関する出納その他の事務の執行

平成29年度吉野川市観光協会補助金 13,830千円

##### 2 知恵島児童クラブが実施した補助事業

次の補助金に係る事業に関する出納その他の事務の執行

平成29年度放課後児童健全育成事業費補助金 11,225千円

##### 3 社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会が実施した補助事業

次の補助金に係る事業に関する出納その他の事務の執行

平成29年度吉野川市社会福祉協議会運営費補助金 87,900千円

##### 4 バンブーパークの指定管理業務

株式会社山内組を指定管理者とする平成29年度バンブーパークの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

##### 5 吉野川市アメニティセンターの指定管理業務

一般財団法人阿波和紙伝統産業会館を指定管理者とする平成29年度吉野川市アメニティセンターの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

## 第2 監査の期間

平成31年2月4日から平成31年2月6日まで

## 第3 監査の方法

出納その他の事務の執行については、収入事務、支出事務が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着目し、事業等の実施については、経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて実施されているかどうかに着目して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに、定期監査の結果をも考慮した。

## 第4 監査の結果

### 1 全体事項

出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

このため、当該事項については、口頭により関係者に改善又は検討を求めた。

### 2 個別指摘事項

個別の指摘事項は、次のとおりである。

吉野川市観光協会 需用費や備品購入費など事務局費の支出について、計画的な執行に努められたい。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知すること。

## 第5 結果に基づく意見

### 1 補助事業の独立性等について

委託とは、市が「市の仕事」を他者に任せるものであり、事業の実施主体は市である。これに対して、補助とは、市が「他者の仕事」を援助するものであり、事業の実施主体は、補助金を交付された者（以下「補助事業者」という。）である。

このように、委託事業と補助事業はその性格が相違し、補助事業者が補助事業を実施する場合には、客観的に市から独立していることが求められる。

実行委員会形式を含む補助事業において、市が事業の事務局を担当し、市の職員が市から交付された補助金の経理事務等を行っている事例が見受けられたが、この

ことについては、次の2点に着眼する必要がある。

- ・実質的に、市の職員の「人件費」という公金（以下「人件費」という。）が補助事業者に対して支出されていること。

- ・市補助金交付規則（以下「規則」という。）の規定に基づく「交付申請」と「交付決定」、「実績報告」と「金額の確定」の双方を、同じ市の職員が行っていること。

人件費が一部の補助事業者に対してのみ支出されていることは、補助事業の性格や補助の公平性の観点から、適切とは言えない。また、補助金の交付決定等を担当する課が補助金の経理事務等を行うことは、規則の規定に基づく適正な「書類審査」や「現地調査」、客観的な事業の「成果評価」や「適合判定」を担保する観点から、適切とは言えない。

実行委員会形式を含む補助事業の全般において、市からの客観的独立性や補助の公平性等を確保するために、市が事業の事務局を担当することや、市の職員が補助金の経理事務等を行うことの問題点を確認されたい。また、事業の経済性、効率性及び有効性を高めるために、委託事業と補助事業の性格の相違点を再確認し、各事業の目的に適合した実施形態を選択されたい。

## 2 補助金額の審査について

地方自治法第232条の2の規定に基づき、市はその公益上必要がある場合において補助をすることができるが、公益上必要があるか否かの認定については、市長の全くの自由裁量行為ではなく、その金額を含めて客観的な公益上の必要性が認められなければならないとされている。

前年度の実績報告において「剰余金」が発生しているにも関わらず、前年度と同額の補助金を交付している事業や、申請時等の書類に不備があるにも関わらず、補助金の交付決定等の審査が完了している事業が見受けられた。

市が複数年度にわたって補助をしている事業については毎年度、その前年度事業における「剰余金」の有無等を把握することにより、適正な補助金額を算出することや、規則第16条第2項の規定に基づき「剰余金」の返還を検討することが求められる。また、同一年度において、規則の規定に基づく「交付申請」や「交付請求」が複数回に分かれている場合には随時、事業の進捗状況や予算修正の有無等を確認し、最新の書類を徴して再審査することが必要である。

補助金額の審査において、規則の趣旨を理解して事務手続を遵守することはもとより、客観的な公益上の必要性の観点から、補助金額の積算根拠や剰余金の取扱いを明らかにして、補助金額の妥当性を確保されたい。